

わたしたちのまち犬山市は、清流木曾川や東部に広がる丘陵、国宝犬山城やユネスコ無形文化遺産である犬山祭など、豊かな自然と歴史をあわせもつ観光都市として知られています。また、道路や鉄道等の整備により、農業が中心であった市の産業は、商業や工業に中心を移しながら発展し、高度成長期においては、名古屋大都市圏の拡大とともに、多くの新しい市民を迎え入れてきました。

産業の発展に伴い、その担い手である事業者は、事業活動を通じて就業機会を増大させるなど、地域経済を活性化させ、市の成長に大きく寄与してきました。なかでも、小規模企業者を含む中小企業者は、地域に根差した存在として、地域のまちづくりに重要な役割を果たしてきました。

しかし、人口減少、少子高齢化による労働力不足や国内市場の縮小、経済活動のグローバル化による競争の激化などにより、事業者を取り巻く環境は大きく変化しており、小規模企業者、中小企業者においては、経営者の高齢化、後継者不足が深刻化しています。また、市の産業は、農業では担い手の減少、商業では消費の市外流出、工業では生産技術の継承が困難となるなど、様々な課題に直面しています。加えて、地球温暖化防止のための取組や情報通信技術の進歩などにより産業構造が大きく転換しており、事業者にはこれまでの経済活動とは異なる視点からの対応が求められています。

これからも、地域が活力を持ち発展していくためには、この変化の中でチャンスをつかむための事業者自身の積極的な思考と行動に加え、事業者、産業関係団体、金融機関、教育機関、市民及び市など、地域経済に携わるものが、地域における事業者の重要性を認識し、連携、協働して産業の振興に取り組むことが必要です。

地域が一丸となって産業の振興に取り組むことで、事業者と地域の絆を深め、地域資源の利活用の促進や将来に向けた循環型経済の形成、市民生活の向上、地域の発展につながり、魅力あふれる犬山を、

次世代の若者たちに引き継いでいくことができるものと確信します。

ここに、地域経済に携わるものが果たすべき役割をはじめ、産業を振興する上での基本的事項等を明らかにし、犬山市全体で産業の振興に総合的かつ恒常的に取り組むため、この条例を制定します。

【解説】

前文とは、この条例を制定する背景や趣旨を示すとともに、中小企業者等の果たしている役割や産業振興の重要性、必要性など条例全体の考え方を示しています。

1 段目では、市の特徴や変遷について記載しています。

2 段目では、事業者が産業の発展だけではなく、地域の活性化に果たしてきた役割を記載しています。

3 段目では、事業者や産業を取り巻く環境の変化と、その変化への対応の必要性を記載しています。

4 段目では、地域の発展のために、地域全体で産業の振興に取り組む必要性を記載しています。

5 段目では、地域が一丸となって産業振興に取り組むことで、犬山の発展につながっていくことを記載しています。

6 段目では、市全体で産業の振興に取り組むため、この条例を制定することを記載しています。

(目的)

第1条 この条例は、産業を振興する上での基本的事項等を明らかにし、犬山市全体で産業の振興に総合的かつ恒常的に取り組むことにより、地域の発展に寄与することを目的とします。

【解説】

この条例は、産業の振興に関する基本的な事項等を定めることにより、市全体で産業の振興に取り組み、地域の発展に寄与することを目的としています。

なお、この条例は、産業の振興に関する基本的な方向性や姿勢を示す、理念条例です。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとします。

- (1) 事業者 市内で、営利目的をもって事業を営む個人、団体及び法人をいいます。
- (2) 中小企業者 事業者のうち、中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」といいます。）第2条第1項各号のいずれかに該当するものをいいます。
- (3) 小規模企業者 中小企業者のうち、法第2条第5項に規定するものをいいます。
- (4) 大企業者 事業者のうち、中小企業者以外のものをいいます。
- (5) 産業関係団体 商工会議所法（昭和28年法律第143号）の規定に基づく商工会議所その他市内で事業者の支援を行う団体及び法人並びに農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の規定に基づく農業協同組合、観光協会その他市内で事業者の支援及び産業の振興を行う団体及び法人をいいます。
- (6) 金融機関 銀行、信用金庫その他金融業を営むもののうち、事業者と取引のあるものをいいます。
- (7) 教育機関 市内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校及び大学その他研究機関をいいます。
- (8) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤し、又は、通学する者をいいます。
- (9) 地域資源 市内に存在する次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ア 農林水産物又は鉱工業製品
 - イ 農林水産物又は鉱工業製品の生産にかかる技術
 - ウ 歴史的文化財や景観、自然の景勝地、温泉その他観光資源
 - エ 道路、鉄道、情報通信網その他社会基盤

- オ 太陽光、水力、風力その他再生可能エネルギー
- カ 人又は地域コミュニティ
- キ その他事業活動に利用可能な自然的経済的社会的条件

【解説】

この条例で使用している用語の定義を定めています。

第1号では、「事業者」を定義しています。市内で営利事業を営む個人、団体及び法人を指します。

第2号では「中小企業者」、第3号では「小規模企業者」を定義しています。「中小企業者」とは、中小企業基本法第2条第1項各号、「小規模企業者」とは、同法第2条第5項に規定する資本金又は従業員数のいずれかの基準を満たす事業者を指します。

中小企業基本法による、中小企業者及び小規模企業者の定義

業種分類	中 小 企 業 者		
	資本金の額又は出資の総額	小規模企業者 常時使用する従業員の数	
製造業その他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下

この表に記載のとおり、「中小企業者」という単語には、「小規模企業者」を含んでいます。この条例では、特に「小規模企業者」に限定して言及する場合に、「小規模企業者」という単語を用いています。

第5号では、「産業関係団体」を定義しています。商工会議所や事業者の支援を行う団体、農業協同組合や観光協会などの事業者の支援に加え産業の振興を行う団体及び法人など、幅広い団体を指します。

第6号では、「金融機関」を定義しています。市内に支店などがなくても、市内の事業者と何かしらの取引がある銀行等を指します。

第7号では、「教育機関」を定義しています。市内にある大学、高

校や研究機関を指します。

第8号では、「市民」を定義しています。市内に住所を有する者、市内に通勤又は通学する者を指します。

第9号では、「地域資源」を定義しています。アからカに記載してあるものの他、事業活動に利用可能な市内に存在するものを指します。

(基本方針)

第3条 産業の振興は、事業者自らの創意工夫、自助努力を基本とし、事業者、産業関係団体、金融機関、教育機関、市民及び市等が連携、協働して推進するものとします。

2 産業の振興は、中小企業者の発展を基に推進するものとします。

3 前2項に定めるもののほか、産業の振興は、次に掲げる方針に基づき推進するものとします。

- (1) 地域資源の利活用を図ること。
- (2) 産業を担う人材の育成、確保を図ること。
- (3) 事業承継のため、担い手の確保や後継者の育成を図ること。
- (4) 地域における循環型経済の形成を図ること。
- (5) 新たな産業分野への進出や創業など、起業意欲の醸成や挑戦しやすい環境の整備を図ること。
- (6) 中小企業者の受注機会の増大を図ること。

4 前3項に定めるものに加え、次に掲げる分野の産業の振興は、当該各号に掲げる方針に基づき推進するものとします。

- (1) 農業 消費者に安全で安心な農作物を提供するとともに、6次産業化や地産地消の推進等による新たな需要の創出を図ること。
- (2) 商業 需要を的確に把握し、市民の消費生活を支えるとともに、交流の場の創出及び魅力ある商業地の形成を図り、市外からの消費を呼び込むこと。
- (3) 工業 生産性の向上やものづくりを支える技術者の育成に努め、既存の技術を活かした新たな分野への進出などにより、競争

力の強化を図ること。

- (4) 観光業 魅力ある情報を国内外に積極的に発信し、観光客を呼び込むとともに、観光資源の掘り起こしを図り、にぎわいの創出による地域経済の活性化を図ること。

【解説】

産業の振興における基本的な考え方を明記し、産業振興に取り組む方針を定めています。

第1項では、事業者自身の取組を前提として、関係者が連携、協働して推進すると定めています。

第2項では、産業の中核をなす中小企業者の発展を基本に推進すると定めています。

第3項では、第1項、第2項に規定したこと以外の方針を定めています。

第1号では、市内に豊富に存在する地域資源を利活用するよう定めています。

第2号では、産業の発展を担う人材の育成、確保について定めています。

第3号では、次世代への事業承継のための人材育成について定めています。

第4号では、持続可能な地域経済となるための循環型経済の形成について定めています。

第5号では、起業意欲を高め、新たな挑戦をしやすい環境の整備について定めています。

第6号では、地域経済を支える中小企業者の受注機会について定めています。

第4項では、以上のことに加え、産業別の方針を定めています。

第1号では、農業についての方針を定めています。

第2号では、商業についての方針を定めています。

第3号では、工業についての方針を定めています。

第4号では、観光業についての方針を定めています。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、前条に定める基本方針（以下「基本方針」といいます。）に基づき、次に掲げる事項に取り組むものとします。

- (1) 自らの経営資源や地域資源を有効に利活用し、経営基盤の強化、革新に努めること。
- (2) 地域における自らの役割を認識し、事業活動を通じて地域経済の活性化に努めること。
- (3) 規模、分野等の枠を超えて相互に連携、協働に努めること。
- (4) 地域における雇用の創出に努めるとともに、従業員が仕事と生活の調和を図ることができる環境その他労働環境の改善に努めること。
- (5) 事業活動の発展のため、産業関係団体に積極的に参画し、活用するよう努めること。

2 事業者は、周辺生活環境との調和に配慮し、自らの企業倫理に基づく健全な事業活動を行うものとします。

【解説】

産業の振興のために、規模の大小や業種に囚われず、事業者に担っていただきたい役割を定めています。

第1項では、事業者自らの事業活動のために取り組んでいただきたい内容について定めています。

第1号では、経営基盤の強化、革新に努めることを定めています。

第2号では、地域住民との共存のために、地域における自らの役割を認識し、地域経済の活性化に努めることを定めています。

第3号では、全ての事業者が連携、協働して事業活動を行うよう努めることを定めています。

第4号では、雇用の創出、従業員の仕事と生活の調和、労働環境の改善に努めることを定めています。

第5号では、産業関係団体に積極的に参画し、活用するよう努めることを定めています。

第2項では、周辺生活環境との調和や、企業倫理やコンプライアンス

スに基づいた健全な事業活動を行うよう努めることを定めています。

(中小企業者の役割)

第5条 中小企業者は、前条に定める事業者の役割（以下「事業者の役割」といいます。）に加え、地域社会の一員として、まちづくりの推進を図る活動その他地域社会の発展に資する活動を行い、かつ、それらの活動に協力するよう努めるものとします。

【解説】

産業の振興のために、中小企業者に担っていただきたい役割を定めています。

中小企業者は、事業者の役割に加えて、地域の社会の一員として、自ら地域社会の発展につながるような活動などを行ったり、それらの活動を支援するなど、様々な形で協力するよう努めることを定めています。

(小規模企業者の役割)

第6条 小規模企業者は、前条に定める中小企業者の役割に加え、地域の特色を活かした事業活動に取り組むとともに、地域住民として地域の活性化に貢献するよう努めるものとします。

【解説】

産業の振興のために、小規模企業者に担っていただきたい役割を定めています。

小規模企業者は、中小企業者の中でも特に地域に密着した存在であることから、より地域の特色を活かした事業活動を行っていただき、地域住民として、直接的に地域の活性化に貢献するよう努めることを定めています。

(大企業者の役割)

第7条 大企業者は、事業者の役割に加え、産業における中小企業者の重要性を認識し、積極的に中小企業者と連携及び協力して事業活

動を行うとともに、地域社会と良好な関係を保つよう努めるものとします。

【解説】

産業の振興のために、大企業者に担っていただきたい役割を定めています。

大企業者は、事業者数の99.7%を占める中小企業者の重要性を認識し、積極的に中小企業者と連携、協力して事業活動を行うよう努めることを定めています。また、地域社会との繋がりが希薄に思われがちのため、積極的に地域社会と良好な関係を保つよう努めることを定めています。

(農業者の役割)

第8条 農業者は、事業者の役割に加え、次に掲げる事項に取り組むものとします。

- (1) 安全で安心な農作物の供給及び情報発信に努めること。
- (2) 農地の持続的な活用及び保全に努めること。
- (3) 6次産業化等、新たな価値の創出に努めること。

【解説】

産業の振興のために、農業者に担っていただきたい役割を定めています。

第1号では、安全で安心な農作物を生産、出荷していただき、その農作物の情報の発信に努めることを定めています。

第2号では、農作物の生産に必要な農地の持続的な活用及び保全に努めることを定めています。

第3号では、生産した農産物の単なる出荷に留まらず、自ら加工、販売などに携わる6次産業化や、新たな価値を持った商品を生み出すことに努めることを定めています。

(商業者の役割)

第9条 商業者は、事業者の役割に加え、次に掲げる事項に取り組む

ものとしします。

- (1) 商品、サービスの充実、質の向上に努めること。
- (2) 魅力ある店舗づくりに努めること。
- (3) 周囲の商業者と連携し、良好な商業環境の形成に努めること。

【解説】

産業の振興のために、商業者に担っていただきたい役割を定めています。

第1号では、提供する商品やサービスを充実させ、質の向上に努めることを定めています。

第2号では、立ち寄りたくなるような魅力的な店舗づくりに努めることを定めています。

第3号では、自らの店舗だけではなく、周囲で店舗を構える商業者と連携し、良好な商業環境の形成に努めることを定めています。

(工業者の役割)

第10条 工業者は、事業者の役割に加え、次に掲げる事項に取り組むものとしします。

- (1) 魅力ある製品開発、生産性の向上に努めること。
- (2) 技術力の向上を図り、競争力の強化に努めること。
- (3) 専門的な技能等を引き継ぎ、次世代への継承に努めること。
- (4) 工業者間の連携、協力により、積極的な情報収集と新たな発想によるものづくりに努めること。

【解説】

産業の振興のために、工業者に担っていただきたい役割を定めています。

第1号では、より魅力的な製品の開発や、生産性の向上に努めることを定めています。

第2号では、技術力を向上させ、競争力の強化に努めることを定めています。

第3号では、高齢化していく専門的な職人の技能を、若手に引き継

ぎ、さらには、次世代へ継承するよう努めることを定めています。

第4号では、工業者間での連携や協力により、様々な情報の共有化などにより、新たな発想を活かしたものづくりに努めることを定めています。

(観光事業者の役割)

第11条 観光事業者（事業者のうち、主として市に来訪する観光客を対象として事業を営むものその他観光に関連する事業を営むものをいいます。）は、事業者の役割に加え、次に掲げる事項に取り組むものとします。

- (1) 観光客の多様なニーズに対応しつつ、犬山らしい商品やサービスの提供に努めること。
- (2) 観光事業者間の連携により、観光客の満足度の向上に積極的な役割を果たし、何度も訪れたいくなる犬山づくりに努めること。

【解説】

産業の振興のために、観光事業者に担っていただきたい役割を定めています。

第1号では、様々な観光客のニーズに対応しつつ、犬山の魅力を高めていくために、犬山らしさを持った商品やサービスの提供に努めることを定めています。

第2号では、観光事業者同士が連携して、観光客の満足度向上に積極的に取り組み、観光客が、何度も訪れたいと思えるような犬山づくりに努めることを定めています。

(産業関係団体の役割)

第12条 産業関係団体は、基本方針に基づき、事業者の事業活動に対する支援を行うことにより、産業の振興に努め、地域産業の振興に関する施策及び事業に協力し、自らの活動を通じて地域社会への貢献に努めるものとします。

【解説】

産業の振興のために、産業関係団体に担っていただきたい役割を定めています。

商工会議所や農協、観光協会などの産業関係団体は、事業者の事業活動の支援を通じて産業の振興に努め、国、県、市が行う地域産業の振興に関する施策や事業、事業者等が自ら行う事業に協力するなど、地域社会への貢献に努めることを定めています。

(金融機関の役割)

第13条 金融機関は、基本方針に基づき、資金提供、経営相談その他の方法により、事業者の事業活動及び創業に対する支援を行い、地域産業の振興に関する施策及び事業に協力するよう努めるものとします。

【解説】

産業の振興のために、金融機関に担っていただきたい役割を定めています。

銀行や信金などの金融機関は、事業者や創業希望者の様々な状況に応じて、資金提供や経営面での相談などにより、事業者の事業活動や創業を支援し、国、県、市が行う地域産業の振興に関する施策や事業、事業者等が自ら行う事業に協力するよう努めることを定めています。

(教育機関の役割)

第14条 教育機関は、基本方針に基づき、人材の育成及び産業に関する研究等を通じて、地域産業の振興に関する施策及び事業に協力するよう努めるものとします。

【解説】

産業の振興のために、教育機関に担っていただきたい役割を定めています。

大学などの教育機関は、産業の重要性や地域における産業に通じた人材の育成や産業に関する研究などを通じて、国、県、市が行う地域

産業の振興に関する施策や事業、事業者等が自ら行う事業に協力するよう努めることを定めています。

(市民の役割)

第15条 市民は、基本方針に基づく自らの消費等の生活に関する行動が、地域経済の活性化や自身の生活向上に寄与することについて理解を深め、地域における産業の振興への取り組みに協力するよう努めるものとします。

【解説】

産業の振興のために、市民に担っていただきたい役割を定めています。

市民は、買い物などの消費に代表される地域での様々な行動が、地域経済の活性化や生活向上に寄与することについて理解していただき、地域における産業の振興への取り組みに協力するよう努めることを定めています。

(市の責務)

第16条 市は、基本方針に基づき、産業の総合的かつ恒常的な振興を図るために、次に掲げる施策を実施します。

- (1) 農業、商業、工業、観光業等の地域産業の振興に関する施策
- (2) 農商工観等の産業分野の枠を超えた連携及び交流の促進に関する施策
- (3) 事業者の経営基盤の強化に関する施策
- (4) 産業を担う人材の育成及び雇用の確保に関する施策
- (5) 地域資源の利活用に関する施策
- (6) 事業承継及び創業支援に関する施策
- (7) その他産業の振興に関する施策

2 市は、前項各号に掲げる施策（以下「基本施策」といいます。）の実施にあたっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、事業者、産業関係団体、金融機関、教育機関及び市民等と連

携、協働して取り組むものとしします。

3 市は、中小企業者が地域経済の活性化にとって重要であるという認識をもって基本施策を実施することとし、とりわけ、小規模企業者は経営資源の確保が困難であることに配慮するものとしします。

4 市は、基本施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるものとしします。

【解説】

産業の振興のために、市が行うべき責務を定めています。

第1項では、産業の総合的かつ恒常的な振興のために、市が行うべき施策を定めています。

第1号では、農業、商業、工業、観光業等の地域産業の振興に関する施策

第2号では、産業分野の枠を超えた連携及び交流の促進につながる施策

第3号では、事業者の経営基盤の強化につながる施策

第4号では、産業を担う人材の育成及び雇用の確保に関する施策

第5号では、地域資源の利活用に関する施策

第6号では、事業承継及び創業支援に関する施策

第7号では、上記の他、産業の振興に関する施策

と、それぞれ定めています。

第2項では、市が、第1項で定めた施策を実施するにあたり、国や他の地方公共団体と連携を図るとともに、事業者や産業関係団体などと幅広く連携、協働して取り組むよう定めています。

第3項では、市は施策の実施にあたっては、地域経済の活性化のためには中小企業者の存在が重要であることを認識して取り組むよう定めています。また、特に、小規模企業者は、経営資源の確保が困難であることを配慮して施策を実施するよう定めています。

第4項では、市は施策の実施のために必要な予算の確保をするよう定めています。

(産業振興会議の設置)

第17条 市は、産業の振興に関する施策の検証及び充実を図るため、産業振興会議を設置するものとします。

2 産業振興会議の運営等に関して必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

【解説】

産業振興会議は、産業の振興の推進に必要な助言を求めるために、設置するものです。

第1項では、産業振興会議を設置する目的を定めています。

第2項では、産業振興会議の運営等、委員の数や任期などを市長が定めるとしています。